

契約履行体制調査マニュアル（土木設計業務等委託契約書）

1. 適用対象

本マニュアルは、当初の契約締結後に契約書第5条第3項及び第4項（以下「譲渡条項」という。）に関し、「資金が不足することを疎明した」として申出をした受注者に対して適用する。

譲渡条項は、受注者が請負代金債権の第三者への譲渡について発注者から承諾を得る要件及び受注者が請負代金債権を第三者へ譲渡する条件について規定しており、これらの規定を適用するか否かは個別に判断することとなっているが、本マニュアルは、譲渡条項の適用に当たっては、受注者の経営状況その他の契約を確実に履行する体制の確保状況を調査したうえで判断することを目的として作成したものである。

ただし、債権譲渡の対象とならない業務（受託業務等の特定の歳入財源を前提とした業務、他省庁等からの支出委任業務）を除く。

2. 調査方法

(1) 本マニュアルに基づく調査（以下、「本調査」という。）は、当初の契約締結後から実施することとし、可及的速やかに受注者からの事情聴取、関係機関等への照会等の調査を完了すること。

(2) 本調査は下記の手順で実施するものとする。

- ① 当初の契約締結後、受注者が譲渡条項の適用を申し出た場合は、受注者に対し、本調査の対象である旨申し述べる。
- ② 申請書及び資料（別記様式-1～9等）を作成し、原則として申し出の日から5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に市長あてに受注者の責任者等から提出するよう求める。

ここでいう申し出の日とは、受注者が発注者に対し、債権譲渡に関する相談、協議（正式なもの、正式でないものを問わない）を初めて行った日を指すものとし、その日を起算日とする。

- ③ 資料の受領後、本マニュアル「3.調査内容」に基づき事情聴取を行う。事情聴取は、受注者の責任者（支店長、営業所長等）から行う。

なお、資料は、事情聴取当日ではなく事前に提出させるものとする。

(3) 本調査の結果は、様式-10により通知するものとする。なお、本調査の実施に際し、本マニュアルで定められた資料提出等が行われない場合、または、資金が不足することが確認できなかった旨通知がなされた場合は、債権譲渡承諾申請書の提出ができないものとする。

3. 調査内容

本調査において、市長は、受注者が契約を確実に履行する体制を確保しているか否かを確認するため、次の内容について調査を行うものとする。

- | | |
|--|--------|
| (1) 資金不足の理由 | (様式-1) |
| (2) 契約金額の内訳 | (様式-2) |
| (3) 当該契約の履行体制 | (様式-3) |
| (4) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況 | (様式-4) |
| (5) 配置技術者名簿 | (様式-5) |
| (6) 手持機械等の状況（現場調査を実施する場合に限る） | (様式-6) |
| (7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の
名称及び発注者 | (様式-7) |
| (8) 経営状況 | (様式-8) |
| (9) 信用状況 | (様式-9) |
| (10) その他市長が必要と認める事項 | |

(1) 資金不足の理由（様式-1）

資金計画書（様式-1の2）の提出を求め、債権譲渡をしなければ契約の履行に必要な資金が不足する理由を確認する。

(2) 契約金額の内訳書

「契約金額の内訳書（様式-2-1、様式-2-2）」について以下を確認する。

- ① 数量総括表に対応する内訳書となっているか。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書となっているか。ただし、建築関係の建設コンサルタント業務を除く。
- ② 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されているか。
- ③ 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであるか。

(3) 当該契約の履行体制

当該契約の履行体制（様式-3）の内容について、以下を確認する。

- ① 業務内容に照らして、配置技術者数が十分であるか。
- ② 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであるか。

(4) 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況

「手持ちの建設コンサルタント業務等の状況（様式-4）」について、配置技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないか確認する。

(5) 配置技術者名簿

「配置技術者名簿（様式－5）」について、契約対象業務の実施のため、当該配置技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有するか確認する。

(6) 手持機械等の状況

「手持ち機械等の状況（様式－6）」について、記載された手持機械を保有しているか、当該機械を契約対象業務で使用する予定であるか又はリースする予定であるかを確認する。

(7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

「過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式－7）」の内容について、以下を確認する。

- ① 記載された業務実績が実在するものであるか。
- ② 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資するか。

(8) 経営状況

直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書（原則として、「会社法」（平成17年法律第86号）に規定する貸借対照表及び損益計算書）の提出を求めるとや、関係機関への照会により、経営状況に特段の問題がないことを確認する。照会の結果、情報を得られた場合には経営状況に関する資料（様式－8）を作成する。

(9) 信用状況

関係機関への照会により、信用状況に特段の問題がないことを確認する。

照会の結果、情報を得られた場合には信用状況に関する資料（様式－9）を作成する。

(10) その他市長が必要と認める事項

必要に応じて、(1) から (9) に掲げる事項以外の事項についても調査するものとする。

4. その他

本調査を実施することなく、第5条第1項ただし書の承諾をすることができる場合として、例えば完成検査合格後の債権譲渡が該当するため、留意すること。

付 則

このマニュアルは、令和4年7月25日から施行する。